

安芸市清浄苑運転管理業務委託業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市清浄苑運転管理業務委託

(2) 業務の目的及び内容

安芸市清浄苑における運転管理委託業務

(詳細については、別紙「安芸市清浄苑運転管理一般仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載する。)

(3) 業務期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

2 予算額(見積限度額)

143,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

3 審査委員会の設置

別に定める「安芸市清浄苑運転管理業務委託業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4 実施形式

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手型となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿(指名業者登録名簿)に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であり、本件契約手続き開始までに登録が完了する者であること。

- (4) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) し尿・汚泥再生処理施設の運転管理業務3年以上の経験者を4名以上有し、本業務に従事させる4名のうち2名以上は同経験者を従事させることができる法人であること。また次に掲げる資格の有資格者を本業務に配置できること。
- (業務統括責任者)
- 廃棄物処理施設（し尿）技術管理者の資格取得者で、同等施設以上の規模のし尿処理施設又は汚泥再生処理センターでの運転管理業務実務経験3年以上の者
- (業務従事者)
- ア 一般廃棄物処理施設技術管理者
- ※し尿・汚泥再生処理施設技術管理者とする。ただし、同等の専門的知識及び技能に関する講習等を終了している資格とすることができる。
- イ 危険物取扱者（乙種4類）
- ウ 酸素欠乏危険作業主任者（2種）
- エ 特定化学物質作業主任者
- オ 有機溶剤作業主任者
- ク 乾燥設備作業主任者
- ケ クレーン運転の業務に係る特別教育（5＋未満）
- コ 第一種普通自動車運転免許所持者
- サ その他、労働安全衛生法上必要な資格を含むものとする。ただし、市が別に委託し、不要と思われる資格は、市と受託者協議のうえ、除くことができる。
- ※ アからサの資格は本業務従事者（業務統括責任者を含む）の1名以上が資格を有しなければならない。
- (7) 国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。

7 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式1）に関係書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和7年12月17日（水）17時15分まで（必着）
- (3) 提出先：〒784-8501 高知県安芸市土居82-1
安芸市役所 環境課 環境整備係（担当：米田・横山）
TEL：0887-35-1023
FAX：0887-35-1026
E-mail：kankyo@city.aki.lg.jp

(4) 提出書類：

- ① 参加申込書（別紙様式1）

- ② 会社概要（別紙様式 2）
- ③ し尿・汚泥再生処理施設の運転管理業務 3 年以上の経験者を 4 名以上有することが分かる書類（別紙様式 3）
- ④ 企画提案書（別紙様式 4）
- ⑤ 見積書（別紙様式 5）

（5）資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。

（6）資格要件の確認結果は、令和 7 年 12 月 19 日（金）に電子メールにて通知する。

8 質疑と回答

（1）提出方法：質問書（別紙様式 6）を持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。（ただし、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL：0887-35-1023）

（2）提出期限：令和 7 年 11 月 26 日（水）17 時 15 分まで（必着）

（3）提出先：「7-（3）提出先」と同じ。

（4）質問に対する回答は、令和 7 年 12 月 3 日（水）までに安芸市ホームページの当該プロポーザルの欄に掲載する。

9 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市清浄苑運転管理業務委託公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査方法

別途定める「安芸市清浄苑運転管理業務委託公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和 8 年 1 月 27 日（火）までに、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

12 日程（公募型）

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| （1）募集開始 | 令和 7 年 11 月 19 日（水） |
| （2）質疑締切 | 令和 7 年 11 月 26 日（水）17 時 15 分まで |
| （3）参加申込書提出締切 | 令和 7 年 12 月 17 日（水）17 時 15 分まで |
| （4）審査委員会（プレゼンテーション） | 令和 8 年 1 月 20 日（火）（予定） |
| （6）審査結果通知 | 令和 8 年 1 月 27 日（火）（予定） |
| （7）契約手続きの開始 | 令和 8 年 1 月 27 日（火）（予定） |

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- （3）提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成 11 年条例第 2 号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 7 条第 1 項第 3 号の規定により非公開となる

ので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書（別紙様式7）により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

14 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- （2）企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- （3）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式様式6）を提出すること。
- （4）企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- （5）次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。
 - ①提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
 - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- （6）企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15 問合せ先

「7－（3）提出先」と同じ （担当：米田・横山）